

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 6 条の規定により、特定事業として選定し、令和 6 年 9 月 30 日付けで公表しました「三股町交流拠点施設整備 第 6 セクター P F I 事業」について、特定事業の選定を取り消しましたので、公表します。

なお、今後の方針については、別途公表する「第 6 セクターによる三股町交流拠点施設整備事業 事業実施及び事業者募集等に関する方針」に示します。

令和 7 年 5 月 23 日

三股町長 木佐貫 辰生